

議事要旨(4) 企業会計基準公開草案「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」について

湯川専門研究員より、資料「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」について説明がなされた。次回の4月11日開催予定の第102回企業会計基準委員会にて公開草案の公表について決議することを予定している。

1. 検討されている会計基準の概要

(1) 目的

期末における評価基準及び開示について定めることを目的とし、先入先出法や後入先出法などの評価方法については扱っていない。

(2) 会計処理

「通常の販売目的で保有する棚卸資産」については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末の正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。また、継続適用を原則として、洗替え法と切放し法の選択適用が認められる。

「トレーディング目的で保有する棚卸資産」については、時価をもって貸借対照表価額とし、時価と取得原価の差額は、当期の損益とする。

(3) 開示

収益性の低下による簿価切下額は売上原価とし、棚卸資産の製造に不可避免的に発生するものであるときには製造原価として処理する。ただし、販売費の要素を有しているときであって、その金額に重要性がある場合には、販売費に計上する。

また、一定の臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには特別損失に計上する。

2. 第100回企業会計基準委員会からの主な変更点

前回の第100回企業会計基準委員会における委員等からの発言を受けて、適用初年度において発生した簿価切下額を特別損失に計上することを認める特例処理を削除した。ただし、この特例処理の検討の経緯について、「結論の背景」の中に記載することを検討している。

委員等からは、以下のような意見が示された。

- ① 「通常の販売目的」と「トレーディング目的」の定義が明確ではなく、両者にどのような違いがあるのかが分かり難いのではないかとと思われる。また、この点に関連して、「事業遂行上等の制約」ということが示されているが、どのような状況を想定しているのかについても、現状の文案では明確ではないと思われる。
- ② 売価還元低価法を採用している会社については、この方法をもって、「収益性の低下に基づく簿価切下げを反映したものとみなすことができる。」としているが、各商品等について実勢の販売価格が適切に把握されていることが前提となり、そうでなければ、収益性の低下に基づく簿価切下げを反映しているとはいえない。そのため、無条件に肯定するのではなく、適当な前提条件を示すことが必要と思われる。

その他、内容の確認や表現及び字句修正について委員等から意見があった。これらの意見を踏まえて、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。